

(B) 歳 入

1 租税及印紙収入

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(77,819,000)	(5,916,000)
83,735,000	80,698,000	3,037,000

現行法による8年度の租税及印紙収入は、842,750億円であって、7年度補正(第1号)後予算額に対して35,770億円の増加(7年度当初予算額に対して64,560億円の増加)が見込まれ

る。

この金額から、8年度に予定されている個人所得課税、法人課税等の税制改正による減収5,400億円を差し引くと、7年度補正(第1号)後予算額に対する増加額は30,370億円となる。

したがって、これらの税制改正を織り込んだ8年度の租税及印紙収入は、837,350億円であって、その税目別内訳は、次のとおりである。

令和8年度租税及印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	7 予 算 額	8 年 度					前年度予算額に対する増△減収見込額
		前年度予算額に対する現行法による増△減収見込額	現行法による収入見込額	税制改正による増△減収見込額	改正法による収入見込額(予算額)	前年度予算額に対する増△減収見込額	
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)	
所得税	源泉分	(182,290)	(30,360)	212,650	△ 6,610	206,040	(23,750)
	申告分	(44,370)	(3,330)	47,700	△ 490	47,210	(2,840)
	計	(226,660)	(33,690)	260,350	△ 7,100	253,250	(26,590)
防衛特別所得税(仮称)	—	—	—	380	380	380	380
法人税	(192,450)	(13,890)	206,340	620	206,960	(14,510)	
防衛特別法人税	—	5,760	5,760	—	5,760	5,760	
相続税	(34,610)	(3,570)	38,180	—	38,180	(3,570)	
消費税	(249,080)	(17,800)	266,880	—	266,880	(17,800)	
酒税	(11,740)	(△ 270)	11,470	—	11,470	(△ 270)	
たばこ税	9,530	230	9,760	—	9,760	230	
揮発油税	(19,760)	(△ 10,040)	9,720	—	9,720	(△ 10,040)	
石油ガス税	40	—	40	—	40	—	
航空機燃料税	400	—	400	—	400	—	
石油石炭税	6,010	△ 30	5,980	—	5,980	△ 30	
電源開発促進税	3,070	70	3,140	—	3,140	70	
自動車重量税	4,070	140	4,210	—	4,210	140	

(単位 億円)

税 目	7 年 度 予 算 額	8 年 度					前年度予算額に対する増△減収見込額
		前年度予算額に対する現行法による増△減収見込額	現行法による収入見込額	税制改正による増△減収見込額	改正法による収入見込額(予算額)	前年度予算額に対する増△減収見込額	
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)	
国際観光旅客税	490	110	600	700	1,300	810	
関 税	(9,890)	(△ 860)	9,030	—	9,030	(△ 860)	
と ん 税	90	—	90	—	90	—	
印 紙 収 入	収入印紙	5,040	△ 130	4,910	—	4,910	△ 130
	現金収入	5,260	630	5,890	—	5,890	630
	計	10,300	500	10,800	—	10,800	500
合 計	(778,190)	(64,560)	842,750	△ 5,400	837,350	(59,160)	
	806,980	35,770				30,370	

(注) 自動車重量税の現行法による収入見込額は、8年度税制改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額 140 億円を含めて計上している。これは、当該増収見込額が、5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、現行の燃費基準の達成度が適用されるようになった7年度から8年度にかけて追加的に発生した減収見込額△20 億円に対応するものであることを勘案したものである。

2 官業益金及官業収入

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
54,375	51,780	2,596

内訳は、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
官 業 収 入	54,375	51,780
病 院 収 入	15,900	15,602
国有林野事業収入	38,476	36,178

以上のうち、国有林野事業収入は、立木竹等の売払見込数量等を勘案して見込んだものである。

3 政府資産整理収入

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
180,961	(290,827)	(△ 109,866)
	293,762	△ 112,801

内訳は、次のとおりである。

	8 年度(百万円)	7 年度(百万円)
国有財産処分収入	32,299	(31,521)
		33,516
国有財産売払収入	30,235	(25,906)
		26,481
特定国有財産売払収入	2,064	5,615

有償管理換収入	—	(一) 1,420
		(259,306)
回収金等収入	148,662	260,246
特別会計整理収入	46,905	64,324
貸付金等回収金収入	90,215	92,634
東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216	216
政府出資回収金収入	11,285	(102,087)
		103,027
事故補償費返還金	41	45
計	180,961	(290,827)
		293,762

以上のうち、国有財産売払収入は、土地等の売払見込面積等を勘案して見込んだものである。

4 雑 収 入

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
8,754,177	(8,389,166)	(365,011)
	9,401,725	△ 647,548

内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
国有財産利用収入	112,445	(106,791) 124,682
国有財産貸付収入	57,949	55,938
国有財産使用収入	8,342	7,920
利子収入	6,355	(140) 8,724
配当金収入	39,799	(42,793) 52,099
納付金	1,920,890	(1,404,804) 1,445,326
法科大学院設置者納付金	49	49
日本銀行納付金	438,600	889,700
独立行政法人造幣局納付金	3,004	(6,935) 8,743
独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	10,524	(9,683) 10,230
日本中央競馬会納付金	404,765	371,459
特定アルコール譲渡者納付金	7,855	8,230
特定タンカー所有者納付金	440	400
雑納付金	1,055,652	(118,348) 156,515
東日本大震災復興雑納付金	—	(—) 1
諸収入	6,720,842	(6,877,571) 7,831,717
特別会計受入金	2,381,416	(2,233,137) 2,248,276
東日本大震災復興エネルギー対策特別会計受入金	68,600	—
東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	1	1
防衛力強化特別会計受入金	752,054	998,728
脱炭素成長型経済構造移行推進特別会計受入金	14	17
公共事業費負担金	586,118	(573,027) 786,687
東日本大震災復興公共事業費負担金	17	3

授業料及入学検定料	101	114
許可及手数料	220,452	(89,551) 109,466
受託調査試験及役務収入	66,724	(57,702) 59,733
懲罰及没収金	82,261	(84,857) 86,246
弁償及返納金	814,813	(867,490) 1,483,407
物品売払収入	16,855	8,887
電波利用料収入	75,000	75,000
特定基地局開設料収入	18,400	(13,600) 18,400
特定高周波数無線局開設価額競争落札金収入	442	—
矯正官署作業収入	2,426	2,450
文官恩給費特別会計等負担金	109	132
防衛力強化資金受入	1,380,524	1,667,221
附帯工事費負担金	16,903	18,218
雑入	237,611	(187,435) 256,991
東日本大震災復興弁償及返納金	—	(—) 11,571
東日本大震災復興物品売払収入	—	(—) 0
東日本大震災復興雑入	—	(—) 169
計	8,754,177	(8,389,166) 9,401,725

以上のうち、主なものについて説明すると、次のとおりである。

(1) 配当金収入の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
日本銀行配当金収入	3	3
成田国際空港株式会社配当金収入	103	(—) 540
日本郵政株式会社配当金収入	39,639	(42,750) 51,493
日本アルコール産業株式会社配当金収入	19	(16) 20

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社配当金収入	35	(24) 44
		(42,793) 52,099
計	39,799	
(2) 日本銀行納付金は、「日本銀行法」(平9法89)に基づき日本銀行から納付される納付金を見込んだものである。		
(3) 日本中央競馬会納付金は、「日本中央競馬会法」(昭29法205)に基づき日本中央競馬会から納付される納付金379,765百万円を見込むほか、「農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法」(仮称)に基づく納付金25,000百万円を見込んだものである。		
(4) 雑納付金は、銀行等保有株式取得機構の株式等の買取り業務の終了に伴う同機構からの受入金等を見込んだものである。		
(5) 特別会計受入金は、「特別会計に関する法律」(平19法23)等に基づく各特別会計からの受入金を見込んだものであって、その内訳は、次のとおりである。		
	8年度(百万円)	7年度(百万円)
財政投融资特別会計受入金	37	28,203
外国為替資金特別会計受入金	2,378,039	2,202,022
エネルギー対策特別会計受入金	0	(0) 0
年金特別会計受入金	126	143
子ども・子育て支援特別会計受入金	1	(1) 15,140
食料安定供給特別会計受入金	3,101	2,646
自動車安全特別会計受入金	113	121
		(2,233,137) 2,248,276
計	2,381,416	
(6) 防衛力強化特別会計受入金は、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令5法69)に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源に充てるための外国為替資金特別会計からの受入金を見込		

んだものである。

(7) 公共事業費負担金は、一般会計で実施している直轄事業の負担金を地方公共団体等から受け入れることによる収入である。

(8) 許可及手数料の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(81,683)
手数料	211,498	101,598
許可料	8,955	7,868
		(89,551)
計	220,452	109,466

このうち、手数料は、査証手数料の引上げ等を織り込んで見込んだものである。

(9) 受託調査試験及役務収入の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(41,259)
受託工事収入	49,472	43,290
地方消費税徴収取扱費受入	17,153	16,335
その他	98	108
		(57,702)
計	66,724	59,733

(10) 懲罰及没収金の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(4,259)
交通反則者納金	43,265	47,115
罰金及科料	33,765	33,483
		(4,259)
その他	5,231	5,649
		(84,857)
計	82,261	86,246

(11) 弁償及返納金の内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
		(7,380)
弁償及違約金	8,058	16,969
		(860,110)
返納金	806,754	1,466,437
		(867,490)
計	814,813	1,483,407

(12) 電波利用料収入は、無線局数等を勘案して見込んだものである。

(13) 防衛力強化資金受入は、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令5法69)に基づく防衛力整備計画対象経費の財源に充てるため

の防衛力強化資金からの受入金を見込んだものである。

5 公 債 金

8年度(百万円)	7年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(28,647,072)	(936,928)
29,584,000	40,343,072	△ 10,759,072

内訳は、次のとおりである。

	8年度(百万円)	7年度(百万円)
公 債 金	6,716,000	(6,791,000)
特 例 公 債 金	22,868,000	10,330,000
		(21,856,072)
計	29,584,000	30,013,072
		(28,647,072)
		40,343,072

以上について説明すると、次のとおりである。

(1) 公債金は、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債の収入である。

なお、「財政法」(昭22法34)第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、一般会計予算予算総則第7条に掲げるとおりであるが、その金額並びに出資金及び貸付金の合計額は6,950,454百万円となる。

(2) 特例公債金は、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)の規定により発行する公債の収入である。

(参考) 公共事業費、出資金及び貸付金の金額

(単位 百万円)

1 公 共 事 業 費

(1) 公 共 事 業 関 係 費

治山治水対策事業費	798,984
道路整備事業費	1,476,230
港湾空港鉄道等整備事業費	311,914
住宅都市環境整備事業費	582,942
公園水道廃棄物処理等施設整備費	243,295
農林水産基盤整備事業費	576,180
社会資本総合整備事業費	1,312,611
推進費等	78,896
災害復旧等事業費	54,464
小 計	5,435,516

(2) そ の 他 施 設 費

衆議院施設費	2,170
参議院施設費	1,065
国立国会図書館施設費	824
裁判所施設費	12,011

内閣官房施設費	2,412
情報収集衛星施設費	1,415
内閣本府施設費	10,049
沖縄政策費(沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。)	818
沖縄振興交付金事業推進費(沖縄振興公共投資交付金に限る。)	38,983
沖縄教育振興事業費	3,034
公正取引委員会施設費	74
警察庁施設費	9,563
交通警察費(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)	16,465
警察活動基盤整備費(都道府県警察施設整備費補助金に限る。)	5,717
国立児童自立支援施設整備費	29
児童福祉施設等整備費	30,084
総務本省施設費	1,123
国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	310
情報通信技術利用環境整備費(放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。)	883
消防防災体制等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)	1,372
更生保護企画調整推進費(更生保護施設整備費補助金に限る。)	26
法務省施設費	19,828
外務本省施設費	993
独立行政法人国際協力機構施設整備費	1,968
在外公館施設費	3,857
財務本省施設費	145
公務員宿舍施設費	6,892
特定国有財産整備費	6,327
財務局施設費	152
税関施設費	1,341
船舶建造費(税関分)	356
国税庁施設費	2,636
独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	2,538
私立学校振興費(私立学校施設整備費補助金に限る。)(文部科学本省分)	4,263
国立大学法人施設整備費	35,265
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費	136
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	599
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	2,982
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	6,487

公立文教施設整備費	68,195	独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	50
私立学校振興費(スポーツ庁分)	80	農林水産業環境負荷低減推進費(農林水産業環境負荷低減推進整備交付金に限る。)	170
文化庁施設費	170	農山漁村活性化対策費(農山漁村活性化対策整備交付金に限る。)	6,754
文化財保存事業費(史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金に限る。)	12,316	農林水産本省検査指導所施設費	231
文化財保存施設整備費	533	農林水産技術会議施設費	277
独立行政法人国立美術館施設整備費	300	地方農政局施設費	432
厚生労働本省施設費	84	林野庁施設費	989
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	94	森林整備・林業等振興対策費(森林整備・林業等振興整備交付金に限る。)	5,980
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	1,681	国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費	2,414
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター施設整備費	306	船舶建造費(水産庁分)	203
医療提供体制基盤整備費(医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。)	6,182	漁村活性化対策費(漁村活性化対策整備費補助金に限る。)	100
保健衛生施設整備費	3,682	水産業強化対策費(水産業強化対策整備交付金に限る。)	1,621
社会福祉施設整備費	4,448	経済産業本省施設費	2,311
障害保健福祉費(心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。)	77	経済産業局施設費	107
介護保険制度運営推進費(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。)	1,167	産業保安監督官署施設費	2
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	229	国土交通本省施設費	67
検疫所施設費	117	河川管理施設整備費	51
国立ハンセン病療養所施設費	2,389	整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,603
厚生労働本省試験研究所施設費	20	離島振興費(小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。)	880
国立障害者リハビリテーションセンター施設費	85	国立研究開発法人土木研究所施設整備費	254
地方厚生局施設費	50	国立研究開発法人建築研究所施設整備費	46
都道府県労働局施設費	143	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所施設整備費	108
農林水産本省施設費	313	官庁営繕費	18,085
食料自給力確保対策費(新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金、食料自給力確保対策整備費補助金及び特殊自然災害対策整備費補助金に限る。)	72,827	国土技術政策総合研究所施設費	104
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	151	国土地理院施設費	60
農林水産物・食品輸出促進対策費(農林水産物・食品輸出促進対策整備費補助金に限る。)	123	地方整備局施設費	20
農業・食品産業強化対策費(農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。)	11,826	北海道開発局施設費	35
食品安全・消費者信頼確保対策費(食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金に限る。)	207	気象官署施設費	146
		海上保安官署施設費	5,272
		船舶建造費(海上保安庁分)	31,627
		環境本省施設費	2,074
		資源循環政策推進費(廃棄物処理施設整備交付金に限る。)	1,193
		生物多様性保全費(環境保全施設整備費補助金に限る。)	50
		人と自然のふれあい推進費(環境保全施設整備費補助金に限る。)	189
		環境保全施設整備費	273

国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	2,600
地方環境事務所施設費	29
原子力規制委員会施設費	2,260
防衛本省施設費	1,970
防衛力基盤強化施設整備費(防衛本省分)	258,893
艦船建造費	121,805
令和4年度甲V型警備艦建造費	16,456
令和4年度潜水艦建造費	16,534
令和5年度甲V型警備艦建造費	30,581
令和5年度潜水艦建造費	9,624
令和6年度甲V型警備艦建造費	37,106
令和6年度甲VI型警備艦建造費	28,819
令和6年度潜水艦建造費	28,290
令和7年度甲V型警備艦建造費	31,519
令和7年度潜水艦建造費	4,080
令和8年度甲V型警備艦建造費	4,462
令和8年度潜水艦建造費	2,030
地方防衛局施設費	85
防衛力基盤強化施設整備費(防衛装備庁分)	5,001
小計	1,108,912
計	6,544,428
2 出 資 金	
沖縄振興開発金融公庫出資金	100
出資国債等償還財源国債整理基金特別会計へ繰入	195,442
政府開発援助独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	50,280
政府開発援助米州投資公社出資金	17
株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	44,700
株式会社日本政策金融公庫出資金(農林水産省分)	74
国立研究開発法人森林研究・整備機構出資金	8,100
独立行政法人中小企業基盤整備機構出資金	560
国際戦略港湾港湾運営会社出資金	680
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	29
中間貯蔵・環境安全事業株式会社出資金	45
計	300,027
3 貸 付 金	
災害援護貸付金	150

母子父子寡婦福祉貸付金	1,054
育英資金貸付金	91,869
都市開発資金貸付金	3,014
電線敷設工事資金貸付金	15
自動運行補助施設等設置工事資金貸付金	25
埠頭整備等資金貸付金	2,303
港湾開発資金貸付金	20
特定連絡道路工事資金貸付金	10
有料道路整備資金貸付金	7,517
連続立体交差事業資金貸付金	22
計	105,999
合計	6,950,454

(備考)

- 1 上記の計数は、説明の便に供するため、公共事業費については、公共事業関係費は主要経費別、その他施設費は項別によることとし、出資金及び貸付金については、目別によることとした。
- 2 上記の公共事業関係費の計数は、公共事業関係費 6,107,752 百万円から(1)住宅対策諸費(住宅建設事業調査費を除く。)38,001 百万円及び民間都市開発推進機構補給金 2 百万円、(2)航空機燃料税財源空港整備事業費 40,733 百万円、公共事業費負担金相当額 565,939 百万円、受託工事収入人件費等相当額 3,778 百万円、附帯工事費負担金人件費等相当額 920 百万円及び河川管理費人件費等相当額 1,128 百万円、(3)国立研究開発法人森林研究・整備機構出資金 8,100 百万円、国際戦略港湾港湾運営会社出資金 680 百万円及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金 29 百万円並びに(4)都市開発資金貸付金 3,014 百万円、電線敷設工事資金貸付金 15 百万円、自動運行補助施設等設置工事資金貸付金 25 百万円、埠頭整備等資金貸付金 2,303 百万円、港湾開発資金貸付金 20 百万円、特定連絡道路工事資金貸付金 10 百万円、有料道路整備資金貸付金 7,517 百万円及び連続立体交差事業資金貸付金 22 百万円の合計 672,236 百万円を控除したものである。

6 前年度剰余金受入

8 年度(百万円)	7 年度(百万円)	比較増△減(百万円)
	(一)	(733)
733	2,712,881	△ 2,712,147

前年度剰余金受入は、6年度の決算上の剰余金のうち、同年度における航空機燃料税に相当する金額の自動車安全特別会計空港整備勘定への未繰入額に相当する額を受け入れるものである。